SuperStream



【SSUG】会計分科会 平成28年度税制改正を踏まえた 消費税 軽減税率対応について



2016/3/17 スーパーストリーム株式会社 商品企画部 岡部 毅



SuperStream



I軽減税率への対応について

Ⅱ適格請求書等保存方式への対応について

Ⅲ 国境を越えた役務の提供に対する課税 への対応について



軽減税率制度のポイント



軽減税率制度のポイント

- (1)平成29年4月1日から消費税の軽減税率制度を導入する。
- (2)軽減税率の対象品目は以下のものとし、適用税率は8%(国・地方合計)とする。
 - ①飲食料品の譲渡 (食品表示法に規定する食品(酒類を除く)の譲渡をいい、外食サービスを除く。)
 - ②定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡 [税率]軽減税率 8%(消費税:6.24%、地方消費税:1.76%) 標準税率 10%(消費税:7.8%、地方消費税:2.2%)
- (3)軽減税率制度の導入に当たり、<u>財政健全化目標を堅持</u>し、<u>安定的な恒久財源を確保</u>する。 このため、平成28年度税制改正法案において以下の内容を規定する。
 - ①平成28年度末までに歳入・歳出における法制上の措置を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する。
 - ②財政健全化目標との関係を踏まえつつ、消費税制度を含む税制の構造改革や社会保障制度改革 などの歳入・歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずる。
- (4) 軽減税率制度の導入・運用に当たり、混乱が生じないよう、政府・与党が一体となって 万全の準備を行う。このため、平成28年度税制改正法案において以下の内容を規定する。
 - ① 政府・与党に必要な体制を整備するとともに、<u>事業者の準備状況</u>等を検証し、 円滑な導入・運用のための必要な措置を講ずる。
 - ② <u>適格請求書等保存方式に係る事業者の準備状況</u>、軽減税率制度導入の<u>簡易課税制度への</u> <u>影響</u>等を検証し、必要な措置を講ずる。

軽減税率制度に対して 会計システムが対応するべきポイント



軽減税率対応として「会計システム」は何をしなければならないか?

(1)複数の税率を保持し、税率別に表示できること。

平成29年3月31日まで: (標準税率) 8%、5%、(3%)

平成29年4月1日から: (標準税率) 10%、8%、5%、(3%)

(軽減税率)8%

(2)伝票入力時に、上記の各税率を間違えないように選択できること。

かつ、伝票入力後に税率の間違いがないことを確認することが出来ること。

- (3)上記の各税率別に消費税を集計できること。(貸倒れ、売上値引・返品についても同様)
 - ⇒消費税申告書の付表にて、各税率別消費税の表示が求められる。
 - ⇒仕入控除税額の個別対応方式への対応

(4)消費税の経過措置に対応できること。





①事前マスタ準備

②消費税率引上げまでの運用

③入力時の消費税率 「初期表示」変更

④消費税率 引上げ後の運用

⑤帳票確認

- 税処理マスタ
- 科目マスタ
- 什訳入力など
- 科目マスタ
- ■消費税表示設定 マスタ

- 仕訳入力など
- ■科目別消費税帳票 科目別消費税集計表 科目別消費税明細表

①事前マスタ準備 (税処理マスタ 他)

「税処理マスタ」で課税仕入等に係る消費税について、税処理コードを登録します。 ※税処理コードに対応する消費税科目は必要に応じて分けることも可能です。

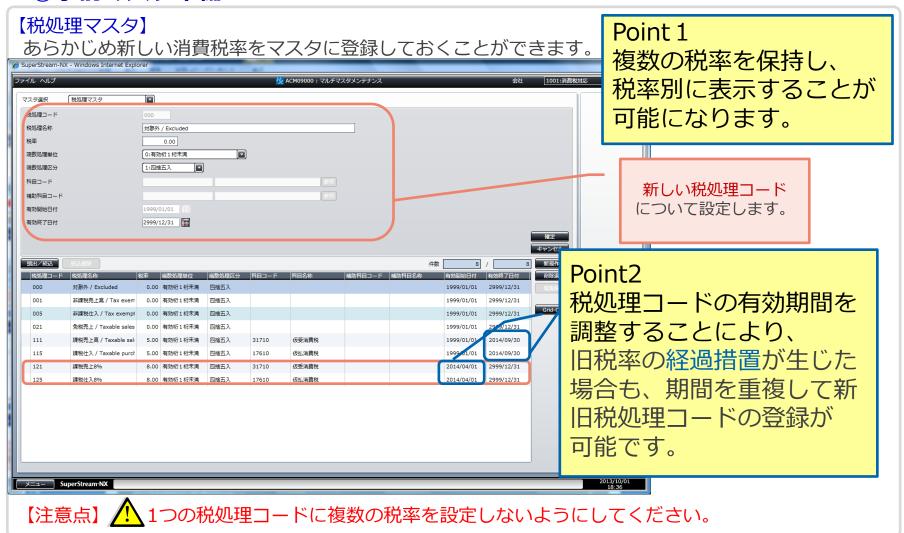
- ②消費税率引上げまでの運用 (仕訳入力 など)
 - 消費税率が改正されるまでの間は、既存の消費税率にて運用を行います。
- ③入力時の消費税率初期表示変更 (科目マスタ他) 「科目マスタ」、「消費税表示設定マスタ」にて、「仕訳入力」などに初期表示される 消費税情報を変更します。
- ④消費税率引上げ後の運用 (仕訳入力 など)
 - ③で変更された改正後の消費税率にて、「仕訳入力」などを行います。
- ⑤帳票確認 (科目別消費税帳票)

「科目別消費税集計表」、「科目別消費税明細表」にて各税処理コードに対する金額を確認します。





■ ①事前マスタ準備

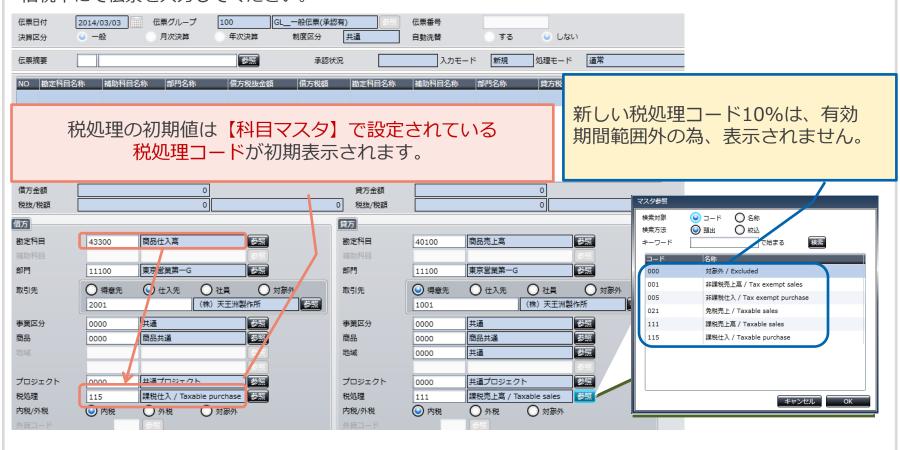




■ ②消費税率引上げまでの運用

【仕訳入力 など】

消費税率が引上げられる日までは、従来通り[仕訳入力]などの入力画面より旧税率にて伝票を入力してください。





SuperStream

消費税率引上げ時の処理の流れ

■ ③入力時の消費税率「初期表示」変更

【消費税表示設定マスタ登録】導入の理由 (SuperStream-NX統合会計 2014-12-01版)

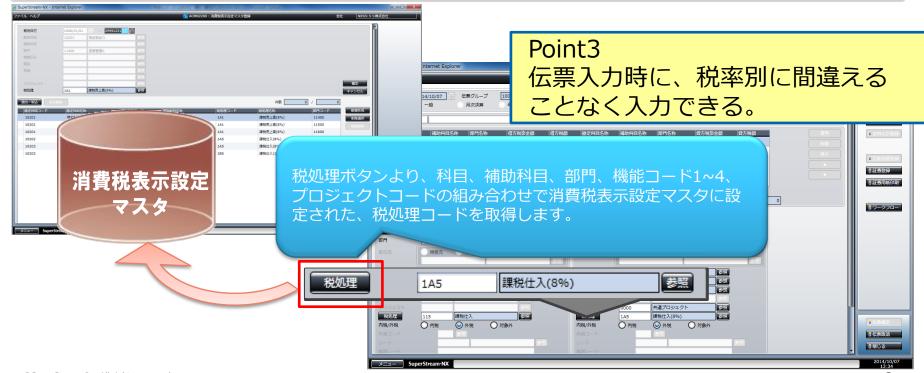
従来:「科目マスタ」で科目コードに紐付く税処理コードが、入力画面の科目指定時に自動 ままする。 変更はなける 物質 (性の発知理) よどにて計る変更な できます

表示され、変更時には、都度、他の税処理コードに手動で変更を行っていた。

変更:消費税率の段階的引き上げや軽減税率導入等の導入により、現行の仕組みでは入力

理由 作業の負荷が高くなる事が想定されるため、あらかじめ登録されているマスタ情報

を使用して入力時の作業負荷の軽減をめざす。





■ ③入力時の消費税率「初期表示」変更

【消費税表示設定マスタ登録】処理のイメージ

「税処理」ボタンを押下すると、<u>消費税表示設定マスタ</u>にて、 科目~プロジェクトコードの組み合わせで登録された税処理コードを





■ ③入力時の消費税率「初期表示」変更

【消費税表示設定マスタ登録】設定例および注意事項

マスタに設定されていない項目(null指定項目)は、ALL(全選択)指定と同義となります。

同じ科目コードに対してコード値とnull値の混在は認められません。

	科目	補助科目	部門	機能コード1	機能コード2	機能コード3	機能コード4	プロジェクト	税処理コード
	K1	H1							1A1
	K1	H2							1A2
×	K1	(null)	補助科目	ョコードH2	がすでに登録	録されている	るため追加登	登録は不可	1A3
	K2		B1	FC1-1		FC3-1			1B1
	K2		B1	FC1-1		FC3-2			1B2
	K2		B2	FC1-2		FC3-2			1B3

入力時に科目=K2、部門=B1、機能コード1=FC1-1、機能コード3=FC3-2を指定した場合、「税処理」ボタンを押下したタイミングで、税処理コード1B2が初期表示されます。



■ ③入力時の消費税率「初期表示」変更

【消費税表示設定マスタ登録】その他の注意事項

- 1. 消費税表示設定マスタを使用しない場合は、従来通り、<u>科目マスタの初期値</u> に基づく制御となります。
- 2. 変更の方法としては、次の2つの方法があります。
 - ① 【消費税表示設定マスタ】メニューより、1科目ずつ修正を行う。
 - ② 「消費税表示設定マスタ」をバッチで取り込むためのファイルを作成し 【マスタデータ取込】メニューにて一括で取り込む。
- 3.消費税表示設定マスタには「有効日付」を登録できるため、 このマスタの事前登録が可能です。
- 4. <u>勘定科目の属性変更機能</u>については、別紙マニュアルをご確認ください。 (属性変更の例)

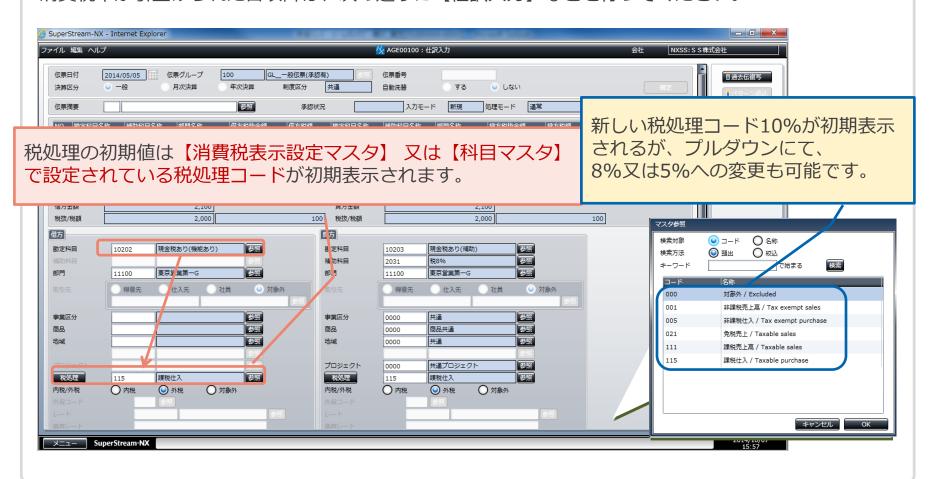
補助科目を使用しない → 使用する 機能コード1を使用しない → 使用する



■ ④消費税率引上げ後の運用

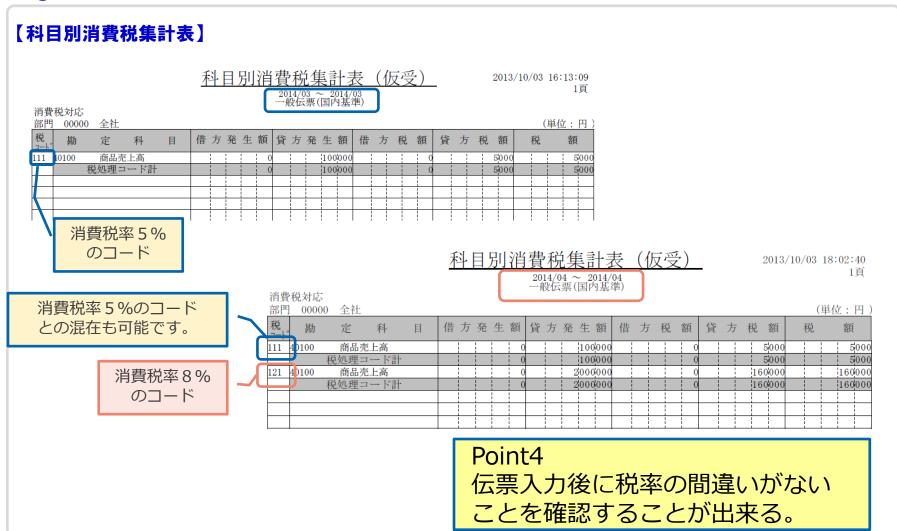
【仕訳入力 など】

消費税率が引上げられた日以降は、次の通りに【仕訳入力】などを行ってください。





■ ⑤帳票確認 (科目別消費税集計表 他)



SuperStream

軽減税率制度に対する運用上の注意点

消費税切替時の混乱を避けるために

- ・「消費税コード」、「勘定科目 or 補助科目」は早めに決定しておく。
- ・「経理ルール」、「業務運用ルール」の再確認を実施する。
- ・簡易な「経理マニュアル」を準備しておく。 →伝票を入力・承認する可能性のある全てのユーザーに、協力をお願いする。
- ・ポイントを絞った承認 「税率だけはちゃんと見てください」「パターン伝票のコピペは禁止」
- ・税率のミスは、出来るだけ当月のうちに直す。

軽減税率制度に対して 会計システムが対応するべきポイント



軽減税率対応として「会計システム」は何をしなければならないか?

(3)上記の各税率別に消費税を集計できること。(貸倒れ、売上値引・返品についても同様) 仕入控除税額の個別対応方式への対応について、理論上は以下の組み合わせの税処理コードが 必要になるはず。

(A)個別対応方式の各区分

課税売上げにのみ要するもの

課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの

非課税売上げにのみ要するもの

(B)通常又は軽減税率

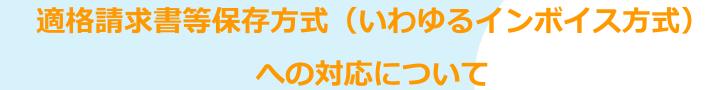


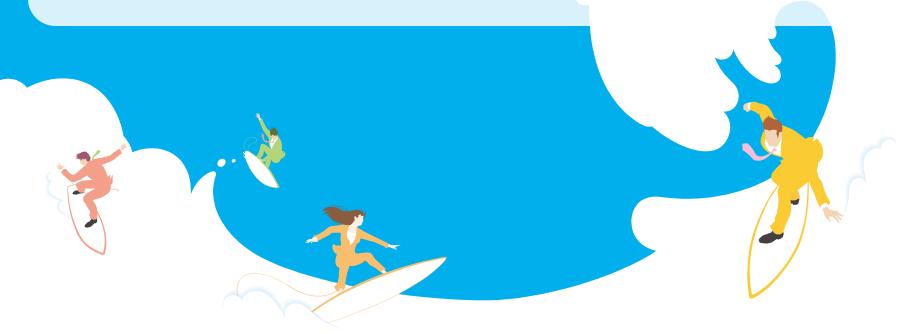
(4)消費税の経過措置に対応できること。

現段階では一部未定だが、8%増税時と概ね同様の経過措置が定められている。

⇒SuperStream製品に関する「消費税率引上げ時の手引き」を改訂し、公開する予定です。





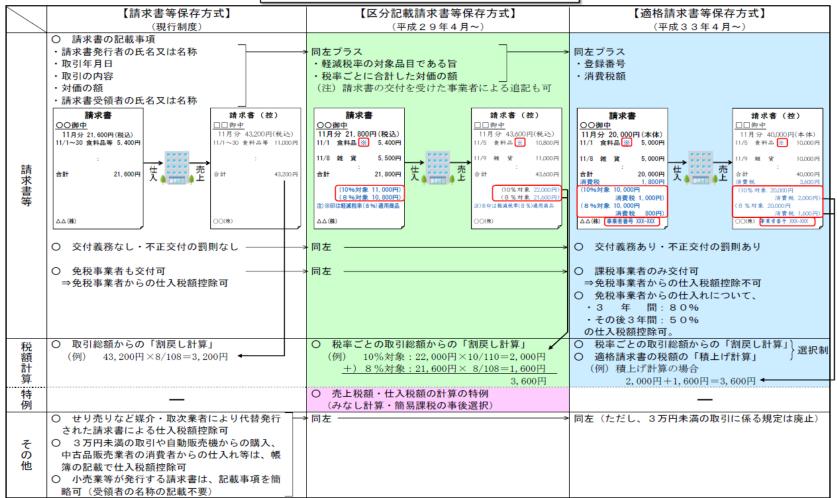


適格請求書等保存方式の導入について 現行制度との比較



平成33年4月に<u>インボイス制度(適格請求書等保存制度)</u>を導入する。 それまでの間は、簡素な方法とする。

適格請求書等保存方式の導入(案)



適格請求書等保存方式の導入について 区分記載請求書等保存方式



項目	詳細説明
適用時期	平成29年4月1日~平成33年3月31日
請求書の記載事項 (消費税法30条9項1号) ①請求書発行者の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容 ④対価の額 ⑤請求書受領者の氏名又は名称 [新規追加] ⑥軽減税率の対象品目である旨 ⑦税率ごとに合計した対価の額 (税込み)	「区分記載請求書」 (イメージ) (5) 請求書 (1,800円(税込) (3) (6) 5,400円 (月1日 年内 2kg (8) 5,400円 (月8日 割りばし 4箱 5,500円 (10%対象 11,000円) (8%対象 10,800円) (8%対象 10,800
税額の計算(原則)	<u>税率ごとの</u> 取引総額からの「割戻し計算」 (例) 10%対象: 22,000×10/110 = 2,000 合計 8%対象: 21,600×8/108 = 1,600 ¥3,600
仕入税額控除の要件	区分記載請求書を保存すること
免税事業者の取扱い	免税事業者からの仕入れについて仕入税額控除 が出来る(=免税事業者も請求書の発行が可能)

適格請求書等保存方式の導入について区分記載請求書等保存方式



項目	詳細説明
売上税額の計算の特例	・売上総額の一定割合を、軽減税率対象品目の 売上げとして計算する特例を認める。 (=売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者) 中小企業者: 平成29年4月~平成33年3月まで 中小企業者以外: 平成29年4月~平成30年3月まで
仕入税額の計算の特例	 ・仕入の一定割合を、軽減税率対象品目の 仕入れとして計算する特例を認める。 (=仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者) ・簡易課税の事後選択を認める。 中小事業者・事業者以外:平成29年4月~平成30年3月まで
帳簿に記載すべき事項	①課税仕入れの相手方の名称 (消費税法30条8項1号) ②課税仕入れを行った年月日 ③課税仕入れに係る資産又は役務の名称 ④課税仕入れに係る支払対価の額 [新規追加] ⑤軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨

適格請求書等保存方式の導入について 適格請求書等保存方式



項目	詳細説明
適用時期	平成33年4月1日~
請求書の記載事項 (消費税法30条9項1号) ①請求書発行者の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容 ④対価の額 ⑤請求書受領者の氏名又は名称 ⑥軽減税率の対象品目である旨 [新規追加] ⑦登録番号 ⑧税率毎に区分合計した金額及び 適用税率 ⑨税率毎に区分合計した消費税額	「適格請求書」 (イメージ) (1 水ージ) (1 水ージ) (1 水ージ) (2 3
課税事業者の義務	適格請求書発行事業者登録制度の登録を 受けること(平成31年4月1日~)
適格請求書の交付義務(売手側)	適格請求書等の交付及び写しの保存が義務 付けられる。

適格請求書等保存方式の導入について適格請求書等保存方式



項目	詳細説明
税額の計算(原則)	税率ごとの取引総額の「割戻し計算」 適格請求書の税額の「積上げ計算」 選択可能
仕入税額控除の要件(買手側)	適格請求書等を保存すること
免税事業者の取扱い	免税事業者からの仕入れについて仕入税額控除が出来ない(=免税事業者は請求書の発行が不可能) [特例] 当方式の導入後一定期間は、免税事業者からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を控除できる。 平成33年4月から平成36年3月まで…仕入税額相当額の80% 平成36年4月から平成39年3月まで…仕入税額相当額の50%
売上税額の計算の特例	なし
仕入税額の計算の特例	なし
帳簿に記載すべき事項 (消費税法30条8項1号)	なし? ※あくまでも「インボイス」の保管がメイン。

適格請求書等保存方式の導入に対して 会計システムが対応するべきポイント



インボイス方式対応として「会計システム」は何をしなければならないか?

(1)複数の税率ごとに区分して、インボイス上に表示できること。

また、通常の税率に基づくものなのか、軽減税率に基づくものなのかを明記すること。

平成29年4月1日から: 〔(標準税率) 10%、8%、5%、(3%) (軽減税率) 8%

- (2)仕入税額控除の要件をクリアできるだけの「帳簿」の記載要件を満たすこと。 (消費税法30条8項)
- (3)仕入税額控除の要件をクリアできるだけの「請求書」の記載要件を満たすこと。 (消費税法30条9項)

適格請求書等保存方式の導入に対する SuperStream製品の対応予定



<u>適格請求書等保存方式(インボイス方式)にSuperStreamは対応する予定です</u>

- (1)システム構成およびDB設計には、従来から大きくは変わらないはず。
 - (理由)・売上、仕入とも、明細ごとに税率および税額を保持しているため。
 - ・請求書、納品書ともに税率および税額を保持しているため。
 - ・法人番号に対応済み
 - ・軽減税率を、標準税率とは別個に保持できる。
- (2)仕入税額控除の要件をクリアできるだけの「帳簿」の記載要件を満たすこと。
 - ⇒こちらについては、税制改正内容の確定後、SuperStreamが要件を確実に満たしているか 再度確認を行います。
- (3)仕入税額控除の要件をクリアできるだけの「請求書」の記載要件を満たすこと。
 - ⇒「区分記載請求書等保存方式」 および「適格請求書等保存方式」の要件が固まり次第、 「請求書」については対応を予定しています。
 - ⇒ただし、こちらについては、 APおよびARとの併用が前提となります。

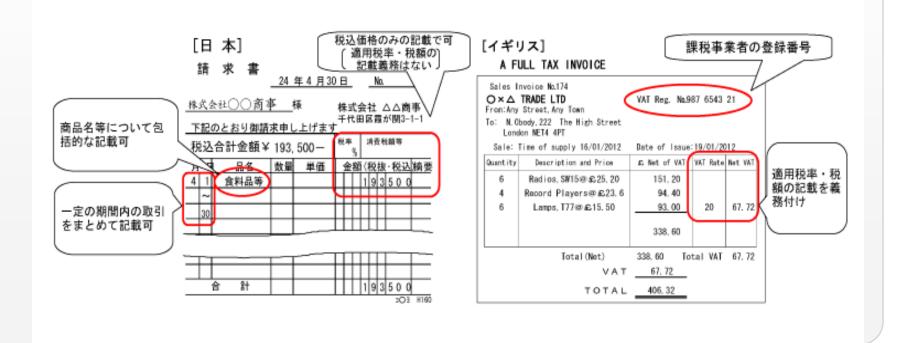
適格請求書等保存方式の導入にあたり 業務上注意すべきこと



L. 納品および請求事務が一変する

インボイス ≒ 「税額」および「税率」を明記した「納品書」

- ・従来の納品書に「税額」を明記するのか?
- 月締めの請求書の位置づけはどうなるか?
- ・消費税は明細単位で計上? 集計単位で計上?
- ・出精値引き等の取扱いは?



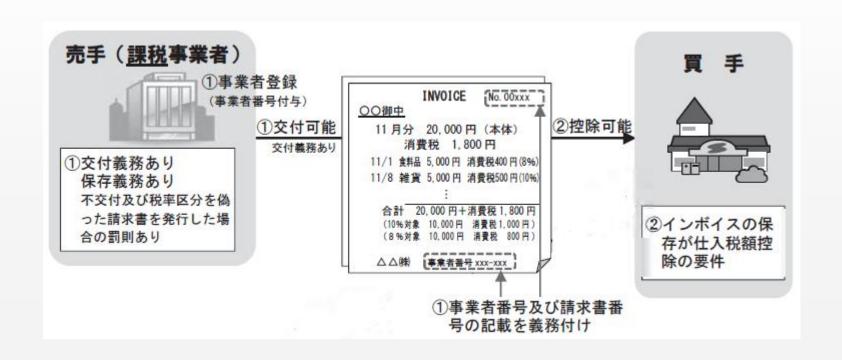
適格請求書等保存方式の導入にあたり 業務上注意すべきこと



2. 請求書の保存が必要

仕入税額控除するためには請求書の保存が必要になる

・課税事業者は「インボイス」の発行が義務付けられており、 また、自ら発行した「インボイス」の副本の保存が義務付けられている。 「インボイス」に適用税率・税額の記載が義務付けられている。



適格請求書等保存方式の導入にあたり 業務上注意すべきこと

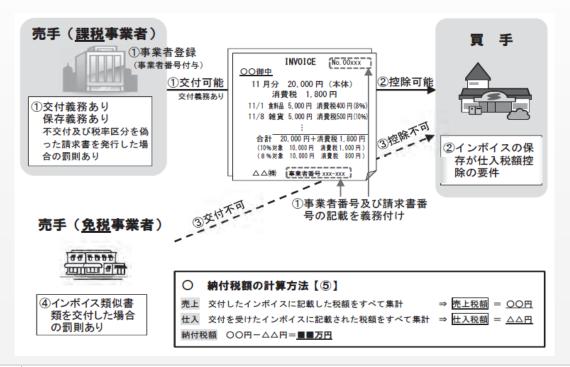


- 3. 免税事業者はインボイスを発行できない
 - 免税事業者は「インボイス」を発行できないため、免税事業者からの 仕入れについて仕入税額控除ができない。

[課税事業者の場合] 課税売上げの消費税 - 課税仕入れの消費税 = 納付額

[免税事業者の場合] 課税売上げの消費税 = 納付額

→買手は免税事業者からの仕入れを避ける可能性がある。





国境を越えた役務の提供に対する課税への対応について



国境を越えた役務の提供に対する課税に関する SuperStream会計製品の対応について



SuperStream会計製品(NX、CORE)で該当の売上取引・仕入取引がある場合、「税処理マスタ」の追加設定および各入力画面で入力時の考慮が必要となります。入力した金額は消費税帳票で出力し、集計値を消費税申告書に転記します。



今回、対応が必要となる該当の取引は以下のとおりです。

取引①、③(赤枠)	I 電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の見直し
取引②(青枠)	Ⅱ リバースチャージ方式の導入Ⅲ 国外事業者から受けた消費者向け電気通信利用役務の提供に係る仕入税額控除の制限

国境を越えた役務の提供に対する課税に関する SuperStream会計製品の対応について





[取引①~④に共通する注意点]

⇒税制改正の前後で、課税、不課税の区分が異なっているため、 伝票入力時の「税処理コード」にはご注意ください。

[取引②に固有の注意点]

⇒「税処理コード」の新規追加が必要な場合があります。

国境を越えた役務の提供に対する課税に関する SuperStream会計製品の対応について



今回の税制改正に関し、SuperStream会計製品では、以下の対応が必要に なります。

①税処理 コード設定



②伝票入力



③消費税 帳票の出力



④消費税 申告処理

◆税処理マスタの設定

税制改正の内容	税処理コードの変更・追加理由	関係する製品
Ⅱ リバースチャージ方式の導入	「特定課税仕入れ」について、通常の課税仕入れとは区別して把握する必要があるため、 対応する税処理コードを追加する	N X統合会計 AP、GL CORE AP+ CORE fieldWeb
Ⅲ 国外事業者から受けた消費者 向け電気通信利用役務の提供 に係る仕入税額控除の制限	「国外事業者申告納税方式」に係る仕入取引に ついて「仕入税額控除」に含めないようにする ため、対応する税処理コードを追加する	N X 統合会計 AP、GL CORE AP+ CORE

「I電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の見直し」については、 既存の税処理コード「000:対象外」を使用するため、追加のマスタ設定の必要はありません。

特定課税仕入れについて



◆特定課税仕入れとは? (法4①、5①、28②、Q&A問8)

特定仕入れ:事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等(法4①)

特定課税仕入れ:課税仕入れのうち国内において行った「特定仕入れ」に

該当するもの

特定課税仕入れが存在する場合、<u>リバースチャージ方式</u>による申告・納税を 行う必要があります。

◆特定課税仕入れがある場合の消費税の計算イメージ

